

私立幼稚園等の補助金交付申請書・請求書の提出について

1. 補助金の種類

施設等利用費（幼児教育・保育の無償化）

※詳しくはP2

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象として、施設に支払う保育料等に対し給付します。

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金1・2

※詳しくはP3~5

私立幼稚園・認定こども園（教育部分）・幼稚園類似施設に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の振興と充実を図るために、幼稚園等に支払う保育料、預かり保育料等の一部を補助する補助金です。

実費徴収に係る補足給付費補助金

※詳しくはP5

施設型給付を受けない幼稚園に子どもを通園させており、低所得で生計が困難である等の保護者に対し、園に支払う給食費の一部（副食費）について補助金を交付することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援することを目的とした補助金です。

2. 提出が必要な書類

(1) 交付申請書 兼 請求書（黄色い紙のみ）**2枚**（4月～9月分、10月～3月分）

令和6年度 東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付申請書 兼 請求書

施設等利用費請求書（償還払い）

東大和市実費徴収に係る補足給付費補助金交付申請書 兼 請求書

1枚の
用紙です

(2) 添付書類

P2「5.各補助金について」、または交付申請書兼請求書の裏面をご確認ください。

3. 提出先及び期限

(1) 提出先 通園している幼稚園等（※）

(2) 提出期限 通園している幼稚園等が指定した提出期限

※ 事情により通園先に提出できない場合は、令和6年8月15日までに市（1階6番窓口 保育課）に直接ご提出ください。期日を過ぎますと、交付予定時期に交付できない場合がありますのでご注意ください。

4. 交付（入金）予定時期

対象期間	交付（入金）予定時期
4~9月分	令和6年 11月下旬
10~3月分	令和7年 5月下旬

※全て同一の口座（交付申請書兼請求書に記載された口座）に入金します。

5. 各補助金について

施設等利用費（幼児教育・保育の無償化）

（1）補助対象者

施設型給付を受けない幼稚園、施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園（教育部分）、認可外保育施設等を利用し、施設等利用給付認定を受けている保護者

（2）給付額等について

①施設型給付を受けない幼稚園に通園する場合

認定区分	入園料・保育料	預かり保育の利用料※5
新1号	月 25,700 円まで	対象外
新2号	無償化	日額 450 円×日数（月 11,300 円上限）無償化
新3号		日額 450 円×日数（月 16,300 円上限）無償化

※入園料については、令和6年4月以降に入園した園児のみ補助対象となります。この場合、入園料（月額換算額）と保育料を合計した対象費用が限度額を下回る場合は、対象費用を限度に無償となります。

②施設型給付を受ける幼稚園又は認定こども園に通園する場合

認定区分	預かり保育の利用料※5
新2号	日額 450 円×日数（月 11,300 円上限）無償化
新3号	日額 450 円×日数（月 16,300 円上限）無償化

【①～②共通】

※1 「新〇号」の表記は、教育・保育給付認定（保育所等を利用する場合に必要な認定）と施設等利用給付認定の区分を明確にするため、便宜上つけた名称です。そのため、施設等利用給付認定決定通知等の正式な通知等においては、新〇号ではなく「〇号認定」と表記されますので、ご注意ください。

※2 通園送迎費、給食費、おやつ代、日用品費、行事費等は対象外です。

※3 限度額を下回る場合は、対象費用を限度に無償となります。

※4 施設に対して保育料、利用料の未納がある場合、その分については、無償化の対象外となります。

※5 預かり保育の開所時間が平日8時間未満（教育時間含む）または年間開所日数が200日未満の幼稚園等を利用されている場合、認可外保育施設等を含めた利用料が対象となります。開所時間等の確認は施設の所在地の区市町村のHPをご覧ください。

(3) 添付書類について

- ・領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書

① 幼稚園及び預かり保育を利用する場合

園から市へ直接提出されない場合のみ（園にご確認ください）ご提出ください。東大和市内の幼稚園の場合は提出不要です。

② 認可外保育施設等を利用する場合

預かり保育の開所時間等の基準を満たさない幼稚園等に通い、認可外保育施設を利用の方はご提出ください。

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金 1

(1) 補助対象者

3歳児（年度途中において満3歳に達する幼児を含む）、4歳児、5歳児（令和6年4月1日現在の年齢）を補助対象施設に通園させている場合の、保育料等を納入した保護者

(2) 補助対象施設

① 施設型給付を受けない施設

私立幼稚園（東大和市内では、狭山ヶ丘幼稚園、大和八幡幼稚園が該当します）

② 施設型給付を受ける施設（教育・保育給付1号認定者のみ対象）

私立幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

（東大和市内では、東大和こども園（大和富士幼稚園）、こども学園が該当します）

(2) 補助額

都による補助及び市による補助の合計額となります。なお、都の補助限度額より補助対象経費が少ない場合は、補助対象経費が補助額となります。

区分	所得の基準	都による補助			市による補助 （月額）
		第1子	第2子以降	第3子以降	
1	・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・ひとり親世帯等（備考⑦）かつ、市区町村民税所得割非課税世帯	6,200円	6,200円	6,200円	
2	・区町村民税所得割非課税世帯 ・ひとり親世帯等（備考⑦）かつ、市区町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	3,200円	6,200円	6,200円	
3	市区町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	1,800円	1,800円	6,200円	3,600円
4	市区町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,600円	
5	市区町村民税所得割課税額が256,300円以下の世帯	1,800円	1,800円	5,000円	
6	上記区分以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円	

【備考】

① 多子世帯の考え方

区分1～6のすべての区分に関する「第〇子」（多子計算）については、年齢に関わらず、生計を一にする兄姉をすべて数え、最年長を第1子と数えます。

② 市区町村民税所得割額から住宅借入金等特別控除などが控除されている場合、控除前の所得割額で判定します。

- ③所得割課税額の算定は、幼児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）のすべての者の所得割課税額の合計額となります。
- ④区市町村民税所得割課税額については、4月～8月分は令和5年度市区町村民税所得割課税額、9月～3月分は令和6年度市区町村民税所得割課税額により判定します。
- ⑤税源移譲により市町村民税所得割課税額が税率8%で算出されている方は、税率を6%として算出します。
- ⑥「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、就学、療養等の都合上、別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」として取り扱います。保護者と同一の家屋に起居しているような場合は、明らかに「生計を一にする」と認められない事情があるときを除き、「生計を一にする」ものとして取り扱います。
- ⑦「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下ア)～キ)に該当する世帯とします。
- ア) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- イ) 母子及び父子ならびに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く）※未婚のひとり親世帯を含む
- ウ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- エ) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- カ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
- キ) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等（在宅の者に限る）
- (4) 補助対象となる経費（都による補助）
- ① 施設型給付を受けない施設
- ・令和6年度分の保育料（無償化分除く）
- ② 施設型給付を受ける施設
- ・特定負担額
- (5) 添付書類について（全ての補助対象施設共通）
- ※施設等利用給付認定、その他補助金等の手続きで証明書を提出している場合は不要です。
- ① 生活保護受給者の方
- 「生活保護受給証明書」※生活福祉課（市役所1階9番窓口）で取得してください。
- ② 令和5年1月1日の居住地が東大和市以外の方について
- ア) 「令和5年度市区町村民税課税（非課税）証明書」
- ※令和5年1月1日に居住していた市区町村から取得してください。
- イ) 海外に居住されていた方⇒東大和市保育課にお問い合わせください。
- ③ 令和6年1月1日の居住地が東大和市以外の方について
- ア) 「令和6年度市区町村民税課税（非課税）証明書」
- ※令和6年1月1日に居住していた市区町村から取得してください。
- イ) 海外に居住されていた方⇒東大和市保育課にお問い合わせください。
- ④ 表中の「ひとり親世帯等」の要件を満たす方
- 次の書類を添付してください。
- ア) の世帯：東大和市保育課にお問い合わせください。
- イ) の世帯：離婚の受理証明書、申請者の戸籍全部事項証明書、戸籍謄本のいずれか（コピー不可）
- ウ) の世帯：身体障害者手帳のコピー
- エ) の世帯：療育手帳（愛の手帳）のコピー
- オ) の世帯：精神障害者保健福祉手帳のコピー
- カ) の世帯：特別児童扶養手当証書のコピー
- キ) の世帯：障害基礎年金証書のコピー

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金 2（令和6年度より新たに実施）

（1） 補助対象者

市が保育の必要があると確認した令和6年4月2日から令和7年4月1日までに満3歳に達する第2子以降の幼児の保護者（非課税世帯を除く）

※「第2子以降」とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉を1人以上有する方です。

（2） 補助対象施設については、前記「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金1」と同様。

（3） 補助対象となる経費 預かり保育料

（4） 補助額 日額450円×月の預かり保育の利用日数（月16,300円上限）

※補助限度額より補助対象経費が少ない場合は、補助対象経費が補助額となります。

（5） 手続方法及び提出・添付書類について

原則、預かり保育の利用開始前に、保育の必要性の確認書類等の提出が必要です。（預かり保育利用開始後の提出も可能ですので、保育課までお問い合わせください。）下記書類を東大和市保育課に提出してください。

- ① 東大和市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金（満3歳児預かり保育料分）に係る保育の必要性の確認届出書（第1号様式）
- ② 保育の必要性の確認できる書類（就労証明書等）
- ③ 前記「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金1」②③と同様。

※詳細は、市のホームページをご確認ください。提出書類は、保育課もしくは市のホームページから取得できます。

実費徴収に係る補足給付費補助金

（1） 補助対象となる児童

次のいずれかに該当する児童です。

① 生活保護の受給を受けている場合

令和6年4月以降に生活保護を受給している場合に対象となります。

② 保護者の市民税所得割額が77,101円未満（年収360万未満相当）の場合

・4月～8月分は令和5年度市区町村民税所得割課税額で、9月～3月分は令和6年度市区町村民税所得割課税額で判定します。

・児童の父母の市民税所得割額の合計によって補助額を判定します（単身赴任等で住民票が別になっている父や母、内縁の夫（妻）も含めます）。また、同居の祖父母等がおり、父母の市民税がともに非課税の場合は、祖父母等の所得割額も合算します。

・市民税の所得割額について、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらを控除する前の額が市民税の所得割額になります。

③ 世帯の所得にかかわらず、補助対象の児童に、下記の施設に通所又は利用している小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる場合（対象児童が第3子以降の場合）

・小学校、幼稚園、認定こども園、認可保育園、地域型保育施設等

・特別支援学校幼稚部

・児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設等

(2) 補助金額

月額上限4,800円：1か月分の副食材料費相当額（おかず・おやつ・お茶等）

【補助金額（1か月分）の算定方法】

食べた食数によって給食費が決定する園の場合：1食当たりの副食材料費相当額 × 食数

給食費が月額の園の場合：1か月当たりの副食費相当額

※実際にかかる副食材料費相当額（各幼稚園により異なります）をもとに算定し、上限額と比較して低い方の額を補助します。

※東大和市に居住している期間分のみ補助の対象となります。東大和市外に居住している期間の補助については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※預かり保育の給食費等は対象外となります。

(3) その他

- 幼稚園に対し、給食費が未払いの方は補助金を受けることはできません。

6.税の未申告等について（ご確認ください）

- 市民税が未申告の場合、補助対象の確定ができないため補助を受けることができません。未申告の方は、令和5年1月1日時点の住所地（または令和6年1月1日時点の住所地）にて申告の手続きをしてください。申告手続き前に申告書類のコピーをとり、手続き後に、保育課に速やかに申告書類の写しをご提出ください。ご提出がない場合は、補助金の支払いが出来なくなる場合がございますのでご注意ください。
- 保護者が単身赴任中でも生計を一にしており、単身赴任先に住民票を移している場合には、その方の課税証明書を添付してください。
- 税額の変更や世帯状況の変更等により補助対象となった際は、あらためて申請のうえ補助を受けられる場合があります。
- 申請後に、税額の変更や世帯状況の変更等により補助の対象とならなくなった際は、速やかに東大和市保育課にご連絡ください。
- 虚偽の申請等により補助を受けた場合は、非該当期間分の補助を返還していただく場合があります。

7.その他

- 申請者と口座名義人は同一の方をご記入ください。
- 入金処理の関係上、別途「口座登録依頼書」の提出が必要になる場合があります。市から連絡があった際は、ご提出をお願いいたします。

【お問合せ】

東大和市子ども未来部 保育課 保育・幼稚園係
電話 042-563-2111(内線1756)